

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
1	Ⅲ－３－６(２)	本件指針案Ⅲ－３－６(２)②には、「個別口座」と「オムニバス口座」の意味を説明する注が付されている。一方で、これらの用語は、同④に出てくるのみであり、同②には出てこない。したがって、当該注を同④に移動するべきだと考える。	Ⅲ－３－６(２)②の注は、当該箇所に記載されている口座構造について、清算機関が採用しうるものとして個別口座とオムニバス口座が考えられることを記載したものです。ご指摘を踏まえ、当該注を同④に移動いたします。
2	全般	「清算・振替機関等」の規模、業容は区々であり、資本計画の策定等、必ずしも一律の基準を適用することが適当ではないと思われる事項も散見されることから、監督に当たっては、各機関の実情に応じ、柔軟に対応いただきたい。	監督指針Ⅰ－２－１において、「本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は投資者保護等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある」と記載されており、ご指摘の趣旨は十分に反映されているものと考えられます。
3	Ⅳ－１－１(２)〔取締役・取締役会又は理事・理事会〕②	理事の「外部性」の判断基準は、会社法および一般法人法に定める社外取締役ないし外部理事と同様、現在および過去において、当法人またはその子会社の代表理事・業務執行理事もしくは執行役または支配人その他の使用人ではない者であり、親会社における社役員、使用人等は除外されとの理解でよい(会社法2条15号、一般法人法113条1項2号)。	監督指針Ⅳ－１－１(２)〔取締役・取締役会又は理事・理事会〕②は、社外取締役又は外部理事が選任されている場合の監督上の主な着眼点を記載したものです。ご指摘の除外についてはご理解のとおりであると考えられますが、それに加えて、法令等の規定を機械的に充足するに止まらず、その趣旨を十分に尊重した適切な対応がとられる必要があると考えられます。
4	Ⅳ－１－１(２)〔外部監査の活用〕②	外部監査機能の有効性に係る定期的な検証とは、具体的にどのようなことを意味するのか。 外部監査が有効に機能しているか否かに係る検証の具体的な意味・内容が不明である。	外部監査の有効性を検証する方法については、例えば、取締役会及び監査役会において外部監査が有効に機能していることを定期的に確認することが考えられますが、具体的には、資金清算機関の実態等に応じて適切に判断される必要があると考えます。

通番	該当項番	コメントの概要	金融庁の考え方
5	Ⅳ－１－１（２）〔外部監査の活用〕③	関与公認会計士の監査継続年数等の取扱いについて、公認会計士法（法24条の3）では、大会社等について、「連続する7会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、翌会計期間以後の2会計期間は監査関連業務ができない」旨が定められているが、「清算・振替機関等」についても、これと同様の取扱いとすることを求めているのか。また、監査継続年数以外に配慮する事項は何か。	監査継続年数の取扱いについては、外部監査人の独立性が適切に確保されるよう、資金清算機関の規模・特性に応じて、適切に取り扱われる必要があります。 ご指摘の監査継続年数以外の配慮事項としては、例えば、利害関係者による監査の禁止など、実効性ある外部監査を確保する措置が考えられます。
6	Ⅳ－４－１（１）（参加者）、 Ⅳ－２－１（１）（参加者等）、 Ⅳ－４－１（２）②（顧客等）等	それぞれの文言の定義を明確化していただきたい。 ・「参加者」 ・「参加者等」における「等」 ・「顧客」 ・「顧客等」における「等」	「参加者」とは、資金決済に関する法律第71条第2項第2号において定義されている清算参加者を指し、「参加者等」には、「参加者」に加え、間接参加者や将来的に参加者となりうる者などが含まれることを想定しています。 「顧客」とは、参加者を通じて資金清算機関の提供するサービスを利用する者を指し、「顧客等」には、「顧客」に加え、将来的に参加者のサービスを利用しうる者などが含まれることを想定しています。
7	Ⅳ－２－１（２）主な着眼点〔取締役・取締役会又は理事・理事会〕②	すべての清算・振替機関等において、資本計画は毎年度作成する必要があるのか。プロジェクト開発を行う場合など資本計画が必要になった場合に限定して作成することによいか。	監督指針Ⅳ－２－１（２）〔取締役・取締役会又は理事・理事会〕②では、「自社の経営課題を踏まえた適切な資本計画を策定しているか」と記載されており、ご指摘のプロジェクト開発等に限らず資金清算機関の様々な経営課題のうち、必要と認められるものについては必要な時期に、必要な頻度で資本計画が策定されるべきであると考えられますが、必ずしも毎年資本計画を策定することを求めているものではありません。
8	Ⅳ－２－２（１）	「当該金融機関等との間でのリスクを包括的に特定することが重要である」とあるが、予め当該金融機関との間で合意した責任分解点までを対象としてモニタリングを行うことによいか。	ご指摘の「責任分解点」の内容が必ずしも明らかではありませんが、適切なリスク管理の体制については、自らが行う資金清算業務の規模・特性に応じて、個別に判断される必要があると考えます。